

事 務 連 絡  
平成29年4月24日

各都道府県教育委員会高校教育主管課  
各指定都市教育委員会高校教育主管課  
各都道府県私立学校事務担当課  
附属高等学校（中等教育学校後期課程を含む）  
を置く各国立大学法人附属学校事務担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体株式会社立学校事務担当課

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課  
児童生徒課

### 労働法に関する教育等のための教員用冊子について

平素より、労働法などの雇用と労働に関する教育の充実に御協力を頂き、感謝申し上げます。

学校教育における雇用と労働に関する教育については、学習指導要領に基づき、公民科等を中心に指導が行われているところですが、このたび、別添事務連絡のとおり、文部科学省の協力の下、厚生労働省において作成した高等学校等における労働法や制度（ワークルール）の指導のためのモデル授業案（生徒用のワークシート案等を含む）や留意点等を記載した教員用の資料「『はたらく』へのトビラ～ワークルール20のモデル授業案～」を全国の高等学校等に配布したとの連絡がありました。

各位におかれては、例えば、雇用と労働を巡る問題の理解を深めたり、キャリア教育の一環として生徒の職業意識を高める指導をする際の参考とするなど、標記資料の御活用に御配慮頂くようお願いいたします。

また、このことについて、各都道府県教育委員会高校教育主管課におかれては、域内の高等学校等を設置する市町村教育委員会及び所管の高等学校等に対して、各指定都市教育委員会高校教育主管課におかれては、所管の高等学校に対して、各都道府県私立学校事務担当課及び構造改革特別特区法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体株式会社立学校事務担当課におかれては、所轄の高等学校等及び学校法人等に対して、各国立大学法人附属学校事務担当課におかれては、その管下の高等学校等に対して、御周知いただくようお願いいたします。

なお、当該教材の内容に係る問合せについては、下記のとおり厚生労働省労働条件政策課労働条件確保改善対策室へお問い合わせください。

### 記

労働法教育等のための教員用冊子に係る問合せ先  
厚生労働省労働基準局労働条件政策課労働条件確保改善対策室  
電話 03-5253-1111（内線5545）

### 【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程総括係  
電話 03-5253-4111（内線2073）

写

基政発 0420 第 1 号  
平成 29 年 4 月 20 日

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長 殿  
文部科学省初等中等教育局教育課程課長 殿  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 殿  
文部科学省高等教育局学生・留学生課長 殿

厚生労働省労働基準局労働条件政策課長

労働法教育等のための教員用冊子の活用推奨に係る協力依頼について

平素より、労働基準行政の推進に御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

厚生労働省では、高等学校の段階においても生徒に労働法や制度（ワークルール）に関する理解を深めてもらうことが重要と考え、平成 28 年度厚生労働省事業として、貴省の御協力もいただき、高等学校等における労働法や制度の指導のためのモデル授業案（生徒用のワークシート案等を含む）や留意点等を記載した教員用の資料「『はたらく』へのトビラ～ワークルール 20 のモデル授業案～」を作成いたしました。

これにつきましては、その冊子を各高等学校等へ送付するとともに（その際、別紙の各学校長宛の事務連絡を添付）、その電子媒体を厚生労働省の「『確かめよう労働条件』ポータルサイト」に掲載し、そちらも自由に御利用いただくことしております。

貴職におかれましては、この取組に御理解いただきますとともに、各高等学校等での活用が進むよう、各教育委員会への周知について御協力を賜りたく、よろしく願いいたします。

なお、厚生労働省では、平成 29 年度事業として、高等学校等における本資料も活用した労働法等のワークルールの指導の参考となる教員等のためのセミナーを、全国 10 箇所程度の会場で開催することとなっておりますので、申し添えます。

○本件連絡先：

厚生労働省労働基準局労働条件政策課労働条件確保改善対策室  
TEL：厚生労働省代表 0 3 - 5 2 5 3 - 1 1 1 1（内線 5 5 4 5）

各高等学校長 殿  
各中等教育学校長 殿  
各高等専門学校長 殿  
各高等専修学校長 殿

厚生労働省労働基準局労働条件政策課  
労働条件確保改善対策室長

労働法教育等のための教員用冊子の活用について（依頼）

平素より、労働基準行政に御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、厚生労働省では、高等学校の段階においても生徒に労働法や制度（ワークルール）に関する理解を深めてもらうことが重要と考え、平成 29 年度事業として、文部科学省とも連携し、各高等学校等における労働法や制度の指導に有用な、実践の参考となる 20 のモデル授業案（生徒用のワークシート案等を含む）や留意点等を記載した教員用の資料「『はたらく』へのトビラ～ワークルール 20 のモデル授業案～」を作成しました。

本資料の特長の詳細は「第 1 章 本資料の特長と使い方」に記載しておりますが、主なポイントは以下の通りです。

ぜひとも各学校において、様々な場面で活用していただきたいと思っております。

（本資料のポイント）

- ・ 公民科のみならず、地理歴史科や、家庭科、総合的な学習の時間、特別活動など、様々な教科等での活用を想定
- ・ 実践に必要な労働法や制度の専門知識を教員が身に付けられるモデル授業案を提案
- ・ モデル授業案は試行授業を踏まえた実践的な内容を掲載
- ・ 労働基準法の主要な内容のみならず、労働相談、会社選択、ハラスメント、採用面接、障害者雇用、男女雇用機会均等やワークライフバランス、過労死など、幅広いテーマのモデル授業案を提案
- ・ アルバイトをしている生徒が多い学校、卒業後就職をする生徒が多い学校、卒業後進学をする生徒が多い学校など、多様な学校での活用を想定し、簡単なクイズから探究的な学習まで、多種多様な手法を用いたモデル授業案を提案
- ・ 労働法の専門家をはじめとする外部人材と協働した授業を行う場合のスムーズなやり方や留意点等を解説
- ・ 労働法や制度を高校生等の若者に教える必要性について、根拠となるデータを添えて解説

なお、今回送付する資料は、各学校で複数の教員が担当することを想定し8冊ずつお送りしていますが、学校の規模等により、それ以上の部数が必要な場合は下の連絡先にご相談ください。

ただし、本資料の内容については、全て厚生労働省の『『確かめよう労働条件』ポータルサイト』に掲載されていますので、そちらもご覧いただき、適宜ご活用ください。

厚生労働省では、平成29年度事業として、本冊子で提案しているモデル授業案等の活用や、社会保険労務士等の労働法の専門家等との協働も含めた、効果的な労働法や制度の授業の方法等について、教員や専門家が共に学び合うためのセミナーを、夏以降に全国10会場で開催することとなっておりますので、そちらもぜひご活用ください（詳細は追って情報提供する予定）。

○本件連絡先：厚生労働省労働基準局労働条件政策課労働条件確保改善対策室  
TEL：厚生労働省代表03-5253-1111（内線5545）